

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：木更津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6%
全職員	76.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	101.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.5%
31～35年	98.4%
26～30年	97.6%
21～25年	97.4%
16～20年	93.7%
11～15年	89.3%
6～10年	90.5%
1～5年	95.9%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2人として換算しています。
- 指導主事・県等からの派遣職員の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- 本庁部局長・次長相当職には女性の職員がいないため記載なしとしています。

* 役職段階は、本庁部局長・次長相当職を本市8級職、本庁課長相当職を本市7級職、本庁課長補佐相当職を本市6級職、本庁係長相当職を本市5級職としてそれぞれ算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。